

自然災害共済[・]

自然災害共済事業細則

契約の発効日または更新日が、2024年3月1日以前の制度内容です

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、自然災害共済事業規約(以下「規約」という。)第80条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(「生計を一にする」および「親族」の定義)

第2条 規約中にいう、「生計を一にする」ことの認定は、住民票または所属長(学校長)、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもつて行う。

2 規約中にいう「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。

(併用住宅の用途)

第3条 規約第8条(共済の目的 建物)第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つきの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舎および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊技娯楽場
- (7) 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第4条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つきの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる

る保険等に加入していないこと。

(4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第5条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が確実に見込まれる事情ならびに必要につきみたすべき条件を定める基準をいう。

(口数の特例)

第6条 規約第11条(付帯される契約との関係)

第2項にいう「細則で定める口数」とは、付帯される火災共済契約の同口数とし、端数が発生する場合または奇数の場合は直近の偶数口数まで切り上げた口数をいう。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第7条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第8条(共済の目的 建物)第1項の建物であり、かつ、規約第15条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第8条 規約第47条(共済掛金の返戻または追徴)

第3項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(各共済金請求の提出書類)

第9条 規約第25条(共済金の請求) 第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとにつぎの各号に規定する書類をいう。

(各共済金請求の提出書類)

	(1) 共済 金請 求書	(2) 被災 状況 申告 書	(3) 共済 事故の 證明書 (関係官署の 罹災證明書 またはこれに 代わるべき 證明書)	(4) 登記簿 謄本または 登記事項 證明書 (建物に 損害がある 場合)	(5) 死 亡 診 斷 書 (死 體 檢 案 書)	(6) 後 遺 障 害 診 斷 書	(7) その 他 の 書 類
風水害等 共済金	○	○	○	○			○
地震等 共済金	○	○	○	○			○
盗難 共済金	○	○	○	○			○
傷害費用 共済金							
死亡	○	○	○		○		○
障害	○	○	○		○		○
地震等特別 共済金	○	○	○				○
付属建物等 特別共済金	○	○	○				○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

(共済契約の解約の手続)

第10条 共済契約者は、規約第36条(共済契約の解約)の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名または記名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家の取扱い)

第11条 規約第46条(通知義務) 第2項にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

- (1) 空家または無人となった建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。ただし、第2号ウの場合を除く。
- (2) つぎのいずれかの事情により空家または無人となった建物についてその後の入居または売り家とすることが確実に見込まれること。
 - ア 職務上の都合による転居を伴う転勤または出張
 - イ 貸家の入居者の移転
 - ウ 土砂災害などの避難指示
 - エ 入院、療養、介護または身体の障害
 - オ 共済契約者の死亡
 - カ その他やむをえない事情があるものとしてこの組合が特に認めるもの

(耐火構造および木造の定義)

第12条 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、つぎのとおりとする。

- (1) 建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆

- したもので組立られ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- (2) 外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する建物
- ア コンクリート造
 - イ コンクリートブロック造
 - ウ れんが造
 - エ 石造
 - オ 土蔵造
- 2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造区分の誤りの処理)

第13条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、当該共済期間中のその共済契約に適用すべき建物構造区分による共済掛金の額とそれまでに適用されていた建物構造区分による共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

- (1) 共済契約者が共済契約締結もしくは規約第20条（共済契約の更新）第4項から第7項までの規定による更新の当時に告げた建物構造区分について誤りがあることが判明した場合
- (2) 規約第46条（通知義務）第1項第2号の事由が発生したにもかかわらず、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に遅滞なく通知せず、建物構造区分について誤りがあることが判明した場合
- 2 前項の規定は、つぎの各号のいずれかの場合には適用しない。
- (1) 規約第38条（告知義務による共済契約の解除）第1項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合は除く。

- (2) 規約第39条（通知義務による共済契約の解除）第1項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかつたことを証明した場合は除く。
- 3 第1項の規定により、共済掛金の差額を返戻する場合において、その共済契約が更新されたものであり、かつそれ以前の共済契約においても適用すべき建物構造区分に誤りがあるときは、第1項による返戻の額と合わせて3年間分を限度として共済掛金の差額を払い戻す。
- 4 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日までに、追加共済掛金を払い込まなければならぬ。
- 5 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。
- 6 第1項の規定にもとづき、この組合が追加共済掛金を請求した場合において、前項の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この組合は共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

(建築中の建物の共済金額等)

- 第14条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する建物について、風水害等または地震等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第50条（風水害等共済金）第3項または規約第51条（地震等共済金）第2項に規定する金額に、つぎに該当するそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- (1) 基礎工事より屋根工事終了まで 40%

(2) 内外壁工事終了まで	70%
(3) 工事が終了して入居するまで	100%

(損害の額および損害の程度の認定)

第 15 条 規約第 50 条（風水害等共済金）第 3 項および第 51 条（地震等共済金）第 2 項にいう「損害の程度」の算定は、住宅災害等給付金付火災共済事業細則別表「建物基準点数表」にもとづいて行なうものとする。

2 規約第 50 条（風水害等共済金）第 7 項、第 51 条（地震等共済金）第 5 項、第 52 条（盗難共済金）第 6 項、第 55 条（地震等特別共済金）第 4 項および第 56 条（付属建物等特別共済金）第 4 項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。必要に応じて建物・家財評価に関する各種資料および所定の様式により提出された見積書を参考にすることができる。

(身体障害と認める場合の取扱い)

第 16 条 規約第 53 条（傷害費用共済金）第 4 項にいう「細則で定める場合」とは、事故の日からその日を含めて 180 日となる日における医師の診断に基づき、組合が別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態に該当すると認めた場合をいう。

(他の障害等がある場合の決定方法)

第 17 条 規約第 54 条（他の障害その他の影響がある場合）第 1 項本文にいう「細則で定める方法」とは、医師の診断、他の共済事業の取り扱いおよび事故の態様などを考慮し決定することをいう。

(身体障害等級別支払割合表)

第 18 条 規約別表第 1 の「身体障害等級別支払割

合表」は、別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」に掲げるものとする。

(身体障害の状態の定義)

第 19 条 規約別表第 1 「1 身体障害等級別支払割合表」にいう「身体障害の状態の定義」には、火災等、風水害等、地震等または盗難の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとする。

(細則の変更)

第 20 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合には、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 548 条の 4 （定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年 9 月 30 日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号）第 53 条（電磁的方法）第 1 項第 1 号にもとづくものをいう。

(改 廃)

第 21 条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

(施行期日)

1 この細則は、2010 年 3 月 26 日から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約から

適用する。

- 2 この改正細則は、2011年7月21日より施行し、2011年2月1日から適用する。ただし、この改正細則の施行前に傷害費用共済金の支払事由に該当する身体障害の状態になった場合であって、改正前の別表第1第12級第13号または第14級第10号に該当するもの（2010年6月10日前に該当した場合を除く。）については、傷害費用共済金の支払事由が生じた日から、この改正細則を適用する。

付 則（2014年11月26日一部改正）

（施行期日）

- 1 この細則は、2014年11月26日から施行し、2015年2月1日から適用する。ただし、適用の日現在、現に存する共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、つぎに掲げる改正後の規定を適用する。
 - (1) 第8条（各共済金請求の提出書類）

付 則（2018年2月28日一部改正）

（施行期日）

この細則は、2018年4月1日から施行する。

付 則（2020年1月28日一部改正）

（施行期日）

この細則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第20条（細則の変更）については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

別表第1（第18条関係）

身体障害等級別支払割合表

(2011年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%
	1 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 2 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 3 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	100%
	4 両手の手指の全部を失ったもの	90%

第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したものの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%

第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリストラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したものの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	50%	第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したものの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したものの 11の2 外貌に相当程度の醜状を残すものの 12 生殖器に著しい障害を残すものの	30%
	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったものの	45%			

第 10 級	1 1眼の視力が 0.1 以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの 7 1下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 9 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	第 12 級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すものの 6 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 11 1足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 12 局部にがんこな神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの	10%
第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%			

第 13 級	1 1眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 10 1足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %	2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。 3 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。 5 足指の用を廃したものは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
	(注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。		
	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの		4 %

(備考)

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。